

内閣参質一五一第四四号

平成十三年八月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長井上裕殿

参議院議員福島瑞穂君提出高レベル放射性廃棄物地層処分の研究開発に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出高レベル放射性廃棄物地層処分の研究開発に関する再質問に対する

答弁書

一及び二について

御指摘の「広域調査地表調査シート（昭和61年度および昭和62年度）」（以下「昭和六十一年度・六十二年度シート」という。）及び「広域調査地表調査シート（昭和63年度）」（以下「昭和六十三年度シート」という。）について、核燃料サイクル開発機構（以下「サイクル機構」という。）から聴取したところ、その概要は次のとおりである。

1 昭和六十一年度・六十二年度シートは、「放射性廃棄物処理処分方策について（中間報告）」（昭和五十九年八月七日原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会報告）及び「放射性廃棄物処理処分方策について」（昭和六十一年十月八日原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会報告）（以下「昭和五十九年・六十年報告」という。）において、サイクル機構の前身である動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃事業団」という。）が高レベル放射性廃棄物の処分予定地の選定主体として「広域調査」（精密調査（順次選定された候補地点において行われる水理機構調査及び試す等による岩体規模、岩石特性等の調査

をいう。）地点の選定等を目的として、複数地点において行われる地表踏査等による岩体規模等の調査をいう。以下同じ。）を行うこととされたことを受けて、動燃事業団が昭和六十一年度及び昭和六十二年度に「広域調査」の一部として実施した「地質環境調査」（日本各地の地層に関する基礎的な情報を得ることを目的として、おおむね日本全国を対象として、各調査地点の地層に係る文献の調査又は各調査地点における地表踏査によつて実施された調査をいい、御指摘の「中部事業所の業務概要」に記載されているものと同じものを指す。以下同じ。）（以下「昭和六十一年度・六十二年度地質環境調査」という。）の結果を取りまとめたものである。

一方、昭和六十三年度シートは、原子力開発利用長期計画（昭和六十一年六月二二日原子力委員会決定。以下「昭和六十一年長期計画」という。）において、国が別に決定する処分事業の実施主体が处分予定地の選定を行い、動燃事業団は「地質環境等の適性を評価するための調査」を実施するとされたことを受けて、動燃事業団が昭和六十三年度に「地質環境等の適性を評価するための調査」の一部として実施した「地質環境調査」（以下「昭和六十三年度地質環境調査」という。）の結果を取りまとめたものである。なお、動燃事業団は、昭和六十一年長期計画の決定を受けて、昭和六十二年度をもつて

「広域調査」を終了している。

したがって、両者は、異なる位置付けにおいて実施された調査結果を取りまとめた報告書であり、一連のものではない。

2 昭和六十一年度・六十二年度地質環境調査に用いられた調査方法は、「地質環境等の適性を評価するための調査」においても利用できることから、昭和六十三年度地質環境調査の調査方法にも用いられた。

御指摘の「中部事業所の業務概要」に記載された「63年度も調査を継続します。」との表現は、右の内容を踏まえたものである。

### 三について

お尋ねの点については、調査を行ったが、昭和六十二年長期計画決定時の資料の存在が確認できなかつたこともあり、明らかにすることができなかつた。

### 四について

御指摘の「地層処分研究開発5ヶ年計画」（昭和六十一年十一月二十一日科学技術庁原子力局策定。以

下「5ヶ年計画」という。)は、昭和五十九年・六十年報告において、処分予定地の選定のための調査等の項目が示されるとともに、原子力安全委員会放射性廃棄物安全規制専門部会において、昭和六十年八月、地層処分の安全研究の進め方について「高レベル放射性廃棄物等安全研究年次計画」が取りまとめられ、地層処分に関する原子力委員会及び原子力安全委員会の基本的な方針が定められたことを受けて、科学技術庁原子力局が、原子力委員会及び原子力安全委員会の基本的な方針に沿って、今後の地層処分の研究開発を一層円滑に推進していくため、当面の五年間において国が進めるべき具体的な研究開発課題、実施スケジュール、関係機関の役割分担等について取りまとめたものである。

なお、5ヶ年計画は、撤回又は廃止をしていないが、昭和六十二年長期計画の決定により、国が別に決定する処分事業の実施主体が処分予定候補地の選定を行い、動燃事業団は「地質環境等の適性を評価するための調査」を実施することとされたことから、昭和五十九年・六十年報告において動燃事業団が処分予定候補地の選定を行うとされたことを受けた5ヶ年計画中、動燃事業団が処分予定地の選定のための調査を進めていくとされた部分については、昭和六十二年長期計画の決定時点での効力を失つたものと認識していた。

## 五について

お尋ねの「環境地質課」の設置に関する経緯について、サイクル機構から聴取したところ、その概要是次のとおりである。

動燃事業団は、昭和六十一年度、放射性廃棄物の地層処分に係る調査に関する業務及び放射性廃棄物の地層処分に係る技術開発に関する業務を行うことを目的として、従来より、探鉱、採鉱等の事業が行われ、探査技術、坑道開削・保全技術及び地質学・鉱物学的知見等の蓄積がある中部事業所に環境地質課を設置した。同課の名称は、その業務にかんがみ適切と考えられるものの中から選定したところである。

## 六について

昭和六十一年度・六十二年度地質環境調査以外の広域調査（以下「地質環境調査以外の広域調査」という。）の計画立案時期、実施期間及び実施部署について、サイクル機構から聴取したところ、計画立案時期については、計画立案という事柄の性格上、特定することは困難であるが、実施期間及び実施部署については、別表のとおりであるとのことであった。

## 七について

「地質環境調査」と地質環境調査以外の広域調査との関係について、サイクル機構から聴取したところ、その概要是次のとおりである。

「地質環境調査」及び地質環境調査以外の広域調査は、ほぼ同時期に並行して実施したものであり、地質環境調査以外の広域調査を「地質環境調査」に先行して行い、リモートセンシング（航空写真及び人工衛星（ランドサット）画像の判読及び解析による調査をいう。）による絞り込みを行って約五百七十地点を選定したわけではない。

また、「地質環境調査」を実施した地点は、日本各地の地層に関する基礎的な情報を得ることを目的として、おおむね日本全国を対象として選定したものであるが、個々の地点の選定の経緯については、サイクル機構内で調査を行ったが、確認することができなかつた。

## 八について

「地質環境調査」が実施された地点を公表するかどうかについては、当該調査に関する資料を保有するサイクル機構において、判断されるべきであると考える。

なお、核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）第二十六条の規定により、サイクル

機構は、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならないとされている。これを受け、サイクル機構においては、公開の原則等を定めた情報公開指針を定めるとともに、外部の有識者により構成される情報公開委員会の意見を聴いて、個別の公開請求に係る資料の公開又は非公開の判断を行っているところであり、サイクル機構における情報公開については、適切に実施されているものと考えている。

## 九から十一までについて

お尋ねの「本件調査及び本件以外の調査」とは、「地質環境調査」及び地質環境調査以外の広域調査を指し、また、「処分予定地選定のための調査」とは、昭和五十九年・六十年報告において、高レベル放射性廃棄物については地層処分によるとされるとともに、処分予定地の選定は動燃事業団が行うとされたことを受けて、動燃事業団が行う処分予定地選定のための調査を指すものと考えられるが、これらについて、サイクル機構から聴取したところ、その概要は次のとおりである。

- 1 「地質環境調査」及び地質環境調査以外の広域調査は、動燃事業団により、「地質環境等の適性を評価するための調査」の進め方に関する検討等に活用された。

2 動燃事業団は、昭和六十一年度・六十二年度地質環境調査及び地質環境調査以外の広域調査のほかに、処分予定地の選定のための調査を実施していない。

3 「地質環境調査」及び地質環境調査以外の広域調査を実施するに当たり、動燃事業団が、これらの調査の対象とした地域の属する地方公共団体に対し、当該調査の内容等を説明し、了解を得ることは行つていいものと思われる。

なお、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第二百七十七号）において、概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地については、原子力発電環境整備機構が選定することとされているが、政府としては、概要調査地区等の選定に当たっては、概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解と協力を得て進めていくことが極めて重要であると考えている。

別表

	調査報告書名	実施期間	実施部署
A A 地域における広域調査対象地域選定のための航空写真およびランドサット画像判読・解析	昭和六十一年三月～五月	動燃事業団本社核燃料部地層処分対策準備室(注)	動燃事業団本社核燃料部地層処分対策準備室(注)
A B 地域における広域調査対象地域選定のための航空写真およびランドサット画像判読・解析	昭和六十一年三月～五月	動燃事業団本社核燃料部地層処分対策準備室(注)	動燃事業団本社核燃料部地層処分対策準備室(注)
A C 地域における広域調査対象地域選定のための航空写真およびランドサット画像判読・解析	昭和六十一年三月～五月	動燃事業団本社核燃料部地層処分対策準備室(注)	動燃事業団本社核燃料部地層処分対策準備室(注)
B A 地域における広域調査対象地域選定のための航空写真及びランドサット画像判読・解説	昭和六十一年三月～五月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
中国中部地域における広域調査対象地域選定のための航空写真及びランドサット画像判読・解説	昭和六十一年十月～昭和六十二年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
B B 地域における広域調査対象地域選定のための航空写真及びランドサット画像判読・解説	昭和六十一年十月～昭和六十二年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
B C 地域における広域調査対象地域選定のための航空写真およびランドサット画像判読・解説	昭和六十一年十月～昭和六十二年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
B D・北関東地域 広域調査対象地域選定のための航空写真およびランドサット画像判読・解説	昭和六十一年十月～昭和六十二年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
九州南西部地域における広域調査対象地域選定のための航空写真およびランドサット画像判読・解説	昭和六十一年十月～昭和六十二年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
中国西部地域における広域調査対象地域選定のための航空写真およびランドサット画像判読・解説	昭和六十一年十月～昭和六十二年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
東海・C A 地域リモートセンシング調査	昭和六十一年三月～六月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
C B 地域リモートセンシング調査	昭和六十二年九月～昭和六十三年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
C C 地域リモートセンシング調査	昭和六十二年九月～昭和六十三年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室
	昭和六十二年九月～昭和六十三年一月	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室	動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室

中国東部・CD地域リモートセンシング調査報告書

我が国の地質環境把握のための文献調査

EA地区における深部地質環境調査資料—地表地質調査及び地表物理探査 (CSAMT法) —	昭和六十二年三月～昭和六十三年一月	地動燃事業団中部事業所環境課	地動燃事業団本社環境資源部
EB地区における深部地質環境調査資料—地表地質調査及び地表物理探査 (CSAMT法) —	昭和六十二年十一月～昭和六十三年一月	地動燃事業団本社環境資源部	地層処分対策室
EC地区における深部地質環境調査資料—地表物理探査 (CSAMT法) —	昭和六十二年十一月～昭和六十三年一月	地動燃事業団本社環境資源部	地層処分対策室
ED地区における深部地質環境調査資料—地表物理探査 (CSAMT法) —	昭和六十二年十一月～昭和六十三年一月	地動燃事業団本社環境資源部	地層処分対策室
EE地区における深部地質環境調査資料—地表地質調査及び地表物理探査 (CSAMT法) —	昭和六十二年十一月～昭和六十三年二月	地動燃事業団本社環境資源部	地層処分対策室
EF地区における深部地質環境調査資料—地表物理探査 (CSAMT法) —	昭和六十二年十一月～昭和六十三年二月	地動燃事業団本社環境資源部	地層処分対策室

(注) 昭和六十一年四月一日から動燃事業団本社環境資源部地層処分対策室となつた。